

事 務 連 絡
平成 2 2 年 5 月 3 1 日

都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局
介護保険計画課

口蹄疫による被害に係る介護保険制度の利用者負担及び保険料の取扱いについて

介護保険制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、口蹄疫による被害に係る介護保険制度の利用者負担及び保険料の取扱いについて、下記の内容についてあらためて周知いたしますので、その適切な対応についてよろしく申し上げます。

なお、都道府県におかれましては、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知徹底を図るよう、よろしく申し上げます。

記

- 1 介護保険制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第50条、第60条、第142条及び第146条の規定に基づき、市町村は利用者負担の減免並びに保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は保険料の徴収に係る納期限の延長等を行うことができることとされていることから、口蹄疫による被害により、財産等に相当な損失を受けた被保険者に係る一部負担金及び保険料についても、市町村の条例等で定める基準に照らし、被害状況に応じて適切な措置を講じることができるので、その積極的な活用についても、留意願います。
- 2 市町村は、保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記1に係る申請があった場合においては、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第154条第4号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。
- 3 被保険者等に対し、上記1及び2についての周知徹底に努めること。
- 4 上記1による利用者負担及び保険料の減免額については、その実情に応じて、介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成12年厚生労働省令第26号）第7条第1号又は第2号の規定に基づき、特別調整交付金が交付されること。